

# 村山市夢応援奨学金制度について

令和7年9月版

## 1 創設の趣旨及び目的について

学ぶ意欲と能力がある子どもたちが、経済的理由により高等学校、大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等への進学や就学を断念することなく、安心して勉学に励むことができる環境を整え、次世代の村山市を支える人材の育成に資することを目的とし、村山市夢応援奨学金制度を設置する。

## 2 基本的な考え方について

- 実施年度・・・平成28年度に基金を造成し、平成29年度からは当該「進学者」を対象に給付事業を行う。
- 基金の造成・・・複数年度で基金を造成する。基金の原資は下記を充てるものとする。
  - ① 篤志家等による寄付金（北郡信用組合ほか）
  - ② 「ふるさと納税」による寄付金
- 対 象・・・村山市在住の者で学校教育法に定める高等学校（高等専門学校含む）、大学等※（大学・短期大学・高等専門学校・専門学校）に進学する者  
※一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4・5年）、専門学校。進学を希望している学校が制度の対象かどうかについては、文部科学省のホームページでご確認ください。
- 支給の要件・・・奨学金事業ごとに定める。
- 奨学金の額・・・奨学金事業ごとに定める。

## 3 奨学金の事業区分について

一定の要件（居住、所得等）に該当する世帯の子どもが進学・就学する費用の一部を支給するものとし、下記の2つの事業とする。

- ① 「高校生夢応援奨学金事業」・・・高等学校等進学費用の一部を支援するもの。
- ② 「大学生等夢応援奨学金事業」・・・大学・短期大学・高等専門学校・専門学校等就学費用の一部を支援するもの。

